

消費者委員会個人情報保護専門調査会からの御質問に対する回答

平成 23 年 7 月 26 日  
内閣官房社会保障改革担当室

第 8 回個人情報保護専門調査会においていただきました御質問につきまして、以下のとおり回答させていただきます。

1. 「番号」に係る個人情報とは何か。具体的な事例としてはどのような情報を指すのか。

(回答)

「番号」に係る個人情報とは、①「番号」、②情報連携基盤を通じた情報連携の対象となるものとして法定された社会保障及び税分野の個人情報、③（情報連携基盤を通じた情報連携の対象とはならないものの、）法令に基づき「番号」を取り扱い得る事務において「番号」と紐付いて扱われる社会保障及び税分野の個人情報をいう。具体的には、社会保障・税番号大綱 P 33 に記載。

2. 医療分野における研究目的で用いられる、「番号」と一対一の対象となるような個別の番号の取扱いについてはどのように考えるのか。

(回答)

御指摘の番号が、「番号」を一定の関数、手順等を用いて変換することで（複数回にわたって変換することを含む。）、新たに番号を生成した場合であって、「番号」と一対一に対応する関係にあるときは、「番号」として番号法の適用対象になる。

3. 「番号」に係る死者の識別情報を、保存年限の規定等により保存している場合には、個人情報と同等の安全管理措置を講じるものとするかとされているが、利用等について特に制限はかからないという理解でよいか。

(回答)

死者の識別情報については、保存等についての安全管理措置義務を定めるものであり、資料 3 - 1（第 8 回個人情報保護専門調査会提出資料）に記載された、「番号」に係る個人情報を対象とする規制がそのまま適用されるものではない。しかし、死者の「番号」に係る識別情報が、例えば、番号法の規定に反する形で、不適切に利用された場合に、安全管理措置義務違反となることは、あり得るものと考えている。

4. 住基ネットの利用のされ方を見ると、自治体等が個々の個人情報の取得だけでなく、一括して個人情報を取得する事例があることを鑑みると、「番号」に係る個人情報についても情報連携基盤を通じて一括取得する可能性があると考えられる。こうした場合、個々の個人情報が連携基盤を通じてやり取りされたというアクセスログは残るのか。

(回答)

アクセスログに関しては、情報連携基盤技術WGで検討中であり、詳細については今後、詰めていくこととなるが、一括して情報を取得するようなケースについても1件毎に情報連携を行う場合と同様にアクセスログを残す必要があると考えている。